

報告書

令和8年6月10日

総務省自治行政局選挙部長 殿

豊島区選挙管理委員会事務局長

東京地方裁判所令和7年（ワ）第29042号国家賠償請求事件に関し、総務省自治行政局選挙部から受けた問合せの回答について、以下のとおり報告する。

（1）二重登録の防止について

（問1）現行の公職選挙法（以下、「法」という。）上、ある市町村から転出後3か月経過し、転入先の市町村で定時登録又は選挙時登録がなされた場合で、転出から4か月経過していないような場合、当該選挙人について二重登録がなされる可能性があるが、実務上、これをどのような方法により防止しているのか。

（回答）新規で登録される選挙人について、前住所地へ「これらの者を選挙人名簿に登録する予定である」という旨の通知を出している。この通知発送作業について、各自治体について個別にシステムから出力される通知を、郵送またはメールを行う必要があり、1自治体あたりおよそ2～3分かかる。

一方、この通知が届いた側の旧自治体は、上記通知を基に、当該転出者がこれらの区において投票できない旨を選挙人名簿に表示するとともに、当該転出者に対して投票所入場券を発送しない運用を行っている。なお、対象応当日以降に転出した者に対しては、転出先(新住所地)における選挙人名簿の登録が確認できた場合を除き、投票所入場券を送付することとしているが、その際、「転出先で登録されている場合は、新住所地のみでの投票となる」ことを明記することにより二重投票防止措置を講じている。

（問2）問1において通知を発出する場合、照会の対象となる選挙人の範囲を御教示いただきたい。

（回答）期日前投票開始日の4か月前の応当日(令和7年7月20日執行の令和7年参議院選挙においては同年3月4日)以降に転出を行い、選挙時登録基準日の3か月前の応当日(令和7年参議院選挙においては同年4月2日)までの間に転入届を提出した者

（問3）問1において通知を発出する場合、令和7年参院選においては照会の対象者は何名いた

か。

(回答) 通知者人数：2912名、通知自治体：715、

(2) 都道府県の議会の議員及び長の選挙権の確認について

(問1) 法第9条第3項の規定により、その属する市町村を包含する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。公職選挙法施行令第34条の3第1項に規定する申請があった際には、同条第2項及び第3項の規定により、投票管理者は当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会し、照会を受けた市町村の選挙管理委員会は、住基情報を基に、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答することとされているが、実務上、どういった手続きで住基情報の確認をし、回答を行っているのか教えていただきたい。(公示又は告示の前に引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するか確認しておき、投票管理者に事前に共有しておいたり、投票管理者から照会があった際にすぐ回答できるよう準備したりする、又は、投票管理者からの照会の都度、住基にアクセスし引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを確認し回答しているのか等、実務上での手続きの概要を教えてください。)

(回答) 事前に照会をすることはせず、照会の都度、住基関係課へ連絡を取り住基にアクセスし引き続き都内に住所を有するかどうかの確認を行っている。住基関係課には事前に住基確認の依頼を行っており、連絡手段も専用の携帯電話を用意している。

(問2) 令和6年7月執行の東京都知事選挙において、①の確認対象者は何名いたか。また、確認に要した時間(期間)はどれくらいか(例：投票管理者からの照会に都度対応している場合一人あたり〇分、あらかじめ準備をする場合準備期間〇日間等)。

(回答) 令和6年7月執行の東京都知事選挙において確認対象者は154名いた。

(期日前：72名、当日：72名、不在者投票：10名)

一人あたり5分～10分を想定しているが、平日日中は住基確認のための人員配置をしているわけではないので、窓口の混雑状況によって20分以上回答が得られなかったケースもある。